

学校法人山形つのぶえ学園役員に対する報酬等の支給の基準

- 1 学校法人山形つのぶえ学園（以下「学園」という。）の理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）に対する報酬は、次のとおりとする。ただし、学園の職員が役員を兼ねる場合は、報酬を支給しない。

役員名	報 酬 額	摘 要
理事長	月額 50,000円	
理 事	日額 3,000円	理事会出席に限る
監 事	日額 3,000円	理事会、評議員会及び監事監査への出席に限る
評議員	日額 3,000円	評議員会出席に限る

- 2 役員が職務のため旅行するときは、千歳認定こども園出張旅費規程に準じて費用弁償を支給する。この場合、理事長については園長の旅費を、理事長を除く役員については教職員の旅費を適用する。ただし、理事会、評議員会及び監事監査に出席するための旅行、並びに理事長が千歳認定こども園において職務に従事するための旅行については、費用弁償を支給しない。

附 則

- 1 この基準は、2020年4月1日から適用する。